

第2章 建物の表示に関する登記

【登記記録】

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成6年6月23日	不動産番号	省略
所在図番号	余白				
所在	A市B区T町三丁目39番地			余白	
	A市B区T町三丁目39番地3			昭和53年6月24日変更	
家屋番号	39番			余白	
	39番3			昭和53年7月12日変更	
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺平家建	66 : 64		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年6月23日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和31年2月12日 第2809号	所有者 A市B区T町三丁目43番地 五輪竹男 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年6月23日
2	所有権移転	平成16年3月4日 第6120号	原因 平成16年1月10日相続 所有者 A市B区T町三丁目39番地3 五輪松子

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成6年6月23日	不動産番号	省略
所在図番号	余白				
所在	A市B区T町三丁目41番地1			余白	
	A市B区T町三丁目39番地3			昭和55年7月14日変更	
家屋番号	41番1の2			余白	
	39番3の2			昭和55年8月2日変更	
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺2階建	1階 65 : 42 2階 26 : 49		昭和46年2月4日新築	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年6月23日	
余白	木造スレート・合金メッキ鋼板葺2階建	1階 95 : 60 2階 77 : 17		②③平成14年7月7日変更・増築 〔平成14年7月17日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和46年3月12日 第2809号	所有者 A市B区T町三丁目43番地 五輪竹男
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年6月23日
2	所有権移転	平成16年3月4日 第6120号	原因 平成16年1月10日相続 所有者 A市B区T町三丁目39番地3 五輪松子